

遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）に関する業界説明会

1. 本説明会の趣旨

現在、生物多様性の保全等に関する国際条約（生物多様性条約：CBD）において、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）*の利用から得られる利益の配分に係る議論が行われております。（*主にゲノム情報を指す。）

今後、DSI の利用による利益配分について、食品、品種改良（種苗、畜産、水産）、農薬、飼料、動物用医薬品など DSI を利用して商品開発等を行う幅広い業界に影響を及ぼす仕組みの検討が進む可能性がありますので、2022 年 12 月の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）以降の議論の状況や本年 10 月に開催される COP16 に向けた議論の見通しについて、ご説明の機会を設けさせていただきたく存じます。

2. DSI に関する議論動向（概要）

- ・ 現行の制度（名古屋議定書に基づくもの）において、海外の有用な遺伝資源（植物、動物、微生物等）を入手する際には、その遺伝資源の保有国に同意を得て、さらに遺伝資源の所有者と利益の配分方法を含めた契約を個別に行う形が基本となっています。

- ・ 他方、ゲノム解析等の技術が進み、遺伝資源を入手しなくとも、ゲノム配列等の遺伝資源の情報をインターネット上のデータベースで取得できることから、こうしたゲノム情報（「DSI:デジタル配列情報」と呼称されています）の利用に対価を支払う制度を求める議論が国際的に行われています。

- ・ こうした中、一昨年（2021 年）の 12 月に開催された COP15 では、DSI の利用から得られる利益が公正かつ衡平に配分されること、また、利益配分のための多数国間メカニズムを設置すること等が決定されました。ただし、メカニズムの詳細については、公開作業部会を設置して COP16 に向けて検討することとなっております。

3. 申込方法

農林水産省 HP の会議情報における「遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）に関する業界説明会」の留意事項に掲載の「申込要領」をご確認ください。

以 上

<お問い合わせ先>

農林水産省大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室（担当：羽石、吉岡）

TEL:03-3502-5303

Email:maff_biodiversity@maff.go.jp